資料①

南風原町第１期子ども・子育て支援事業計画の実施状況より

ー　まとめ　ー

１．地域における子育ての支援の充実

⑴ニーズに対応した教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○産休・育休明けでの０歳児や１歳児の受け皿整備が課題であり、未だに待機児童が発生している状況にある。

○５歳児保育の実施により、０～５歳児の連続した教育・保育の推進を掲げていた庁内認可保育園のうち、約半数の実施にとどまっている。

○公立幼稚園では、H28 から４歳児受け入れを始め、複数年保育を始めた。３歳児からの受け入れによる３～５歳児の教育提供には至っていない。３歳児からの受け入れには教室が足りないなど課題がある

○公立幼稚園での一時預かりでは、午後の預かり保育は利用希望者にほとんどに対応できている。土曜日の預かりも実施しているが、H30 年 12 月より公立幼稚園４園中、２園での実施となっている。（保育士不足による）

⑵地域子ども・子育て支援事業の推進

○地域子ども・子育て支援事業にあたる各種事業を実施しているが、子育て支援拠点事業や一時預かり事業（幼稚園型以外）では、保育士不足により実施か所数が減少する年度があった。保育士の確保による安定した事業実施が課題である。

⑶子どもの居場所づくり

○国では、「放課後こども総合プラン」として、放課後児童クラブ（学童クラブ）や放課後子ども教室の整備、学校敷地内への放課後児童クラブ整備、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な開催等についての取り組みを掲げることを示していた。

○町では、放課後児童クラブの学校内での実施が行えていない。（以前あったが、クラス増に伴い学校内でのクラブの実施がなくなる。）

○学校の余裕教室等を活用した放課後の居場所・活動の場である「放課後子ども教室」は、平成 29 年度から町内全小学校で実施されている。保護者や地域の方が児童を見守っているが、スタッフが少ないという課題がある。

○放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施は、平成 31 年度予定していたが、小学校内の学童クラブがなくなったことで、未実施となっている。
放課後児童クラブの担当職員と放課後子ども教室担当職員とがその都度連携し、年に１回程度、放課後子ども教室の全体活動に児童クラブが参加するようにしている。

２．教育・保育等の質の確保と向上

⑴幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

○第１期計画では、待機児童対策を重視しており、認定こども園の整備については今後のニーズを見極めながらの対応としていたが、公立幼稚園における預かり保育利用の増加などを踏まえ、認定こども園への移行について検討してきた。その結果、認定こども園に移行する方針が示された。

○教育・保育の資質向上を実施。公立幼稚園では四園研修会を設け、テーマを持ってそれぞれの園で研究を行い、公開保育等を行いながら最終的には報告会を行っている。

○保育園では、県の研修や園内研修等で資質向上を図っている。

○保幼小連携は、平成 30 年度より保幼小連携推進会議や全体会議の場を設け、各園の方々を集めて取り組み始めた。町内の保育園・幼稚園・小学校が連携し、それぞれの教育課程がなめらかに接続され、学びの連続が保証されることを願い実施した。
今後も保幼小の連携を強化していく必要がある。

○保育士が慢性的に不足している状況が見られ、保育士がいないために受け入れられない保育園が多い。

⑵人材の確保の推進

○保育士確保のための取り組みを様々な事業により実施しているが、子育て家庭の利用ニーズと児童人口の伸びの方が大きく、十分な確保に至っていない。

○放課後子ども教室は地域人材(ボランティア)がスタッフとして対応するが、十分に確保できていない。

３．安心して子どもを産み育てるための支援充実

⑴集い・交流による子育て支援の充実

○子育てサロンや地域子育て支援センター等の交流機会があり、専業主婦や育休中の保護者の交流の場、相談・情報交換の場となっている。

⑵相談・情報提供の充実

○専門員による相談、利用者支援事業による相談、母子保健での相談等が行われている。

○情報提供は、ホームページや広報誌等が主となっている。

○母子保健及び子育て支援サービスを体系的に整理し、保護者自身が自分の状況に応じて選択出来るような情報の提供方法を考えていくことが必要。

⑶経済的負担の軽減

○法制度等による助成金の支給等を中心に行っている。

○こども医療費については、現物支給になったことで、利用者の経済的負担軽減が一層図られた。また、こども医療費助成の対象が、通院は中学３年生までであり、多くの市町村が小学校入学前等で対象年齢が低い中、町においては保護者に喜ばれている。

４．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

⑴児童虐待防止対策の充実

○要保護児童対策地域協議会での関係機関等との連携、各種ケースに対する対応の検討など行っているが、登録ケースの中には個別支援会議を行っていないものもある。

○そのほか、学校、保健師、居場所事業との定期的な会議を開催して情報共有を行っている。家庭訪問し、保護者に直接会うことでの困り感の聞き取りと効果的なサービス案内が出来ている。

○地域からの通報については、通報後の早急な安否確認で虐待の予防と早期発見へとつながっている。

○必要な世帯への養育支援訪問事業を行い、育児支援や家事支援を行っているが、ヘルパーの不足により、すぐに支援に入れないこともある。

⑵ひとり親家庭への支援の充実

○ひとり親家庭については、特に母子家庭の自立のための支援策が多い。一般的に女性の方が男性より収入が少ない状況があり、経済的支援や就労のための支援を行っている。

○相談については、役場での相談があるほか、学校においては、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーなどが各種相談等に対応している。

○未就学児のいるひとり親家庭は、子どもの預け先がなく、就労先があっても保育園、認可外保育園に預けられない場合が見られる。

⑶特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

○疾病等の早期発見・早期治療にむけて乳幼児健診等を実施している。健診未受診者へのフォローが必要。

○乳幼児健診等で、保護者より子どもの発達や関わり方が気になる場合に臨床心理士や言語療法士による発達相談を実施している。近年は保育所からの発達相談も増えてきており、タイムリーな相談対応が難しくなってきている。継続的な発達支援を行える支援者の配置や育成など体制づくりが必要である。

○発達が気になる子を抱える育児や発達に不安のある親子が通園する親子通園事業「ゆうな園」を実施している。（利用者は 10 組程度）

○幼稚園や保育園等から次の施設に入園入学する際には移行支援として子どもの情報を提供している。個人情報のため、情報提供は保護者の同意を得ながら慎重に行っている。児童の支援に必要な情報であるため、保護者の理解を得ながら情報提供について各機関の連携を行っていく必要がある。

○発達支援児保育事業として、集団保育が可能な発達支援児の保育を行い、集団の保育環境の中で対象児童の健全な成長・発達の促進を図った。（巡回相談、講演会、対象児の保護者保育士交流会など）

○保育所への発達支援の巡回相談を実施しているが、巡回指導員の確保が課題となっている。また、障がい児の受け入れが必要でも、加配保育士が確保できず受けられない。

○学童クラブでの障がい児の受け入れを実施。平成 30 年度では 9 クラブ。受け入れ状況にクラブごとの偏りが見られる。多くの学童クラブで障がい児の受け入れができるよう、研修受講機会の確保や支援を行う必要がある。

○学校においては特別支援教育を実施している。特別支援教育支援員の配置を行っているが、募集をしても応募者が来ない状況で不足している。特別支援教育支援員によって対応方法が違っていたりすることで保護者の満足度に違いがあった。

○障がい児のための福祉サービスとしては、「障がい児通所支援」等がある。（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）

○障がい児通所支援のサービスを利用することで、複数の支援者が関わり、いろいろな角度からサポートでき、子どもの達の成長を見守ることができている。